

法学政治学研究科早期修了に関する内規

制 定 2025年2月19日
法学政治学研究科教授会

(趣旨)

第1条 この内規は、成蹊大学大学院法学政治学研究科規則第11条の2第2項の規定に基づき、早期に修了を希望する者(以下「早期修了希望者」という。)に対して課程の修了(以下単に「早期修了」という。)を認定することに関し必要な事項を定める。

(要件)

第2条 早期修了の認定を受けることができる者は、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本人が早期修了を希望していること。
- (2) 修了に必要な単位をすべて修得し、かつ、必要な研究指導を受けていること。
- (3) 成蹊大学大学院学則第11条の2第3項の規定により算出された評定平均値が3.2以上であること。
- (4) 修士論文又は特定課題研究の審査の結果、合格と判定されていること。

(登録)

第3条 早期修了希望者は、1年次の前期開始時点において、早期修了希望の登録を行わなければならない。

2 前項の登録をすることができる者は、成蹊大学法学部の卒業生であって、成蹊大学在学中に別に定める要件を満たし、かつ、本研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)が十分な研究能力を有すると認めた者でなければならない。

(履修指導)

第4条 前条の登録を行った者は、指導教授から履修指導を受けなければならない。

(希望登録の取消し)

第5条 早期修了希望を登録した者が、当該登録を取り消す場合には、速やかに届け出なければならない。

(修了の時期)

第6条 早期修了の時期は、3月31日とする。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則 (2025年2月19日制定)

この内規は、2026年4月1日から施行する。